F@N Communications Inc.
最終更新日：2016年8月22日
株式会社ファンコミュニケーションズ
代表取締役社長　柳澤安慶
問合せ先：03-5766-3530
証券コード：2461
http://www.fancs.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性と適法性を同時に確保しつつ、健全に発展する為に必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、経営上のもっとも重要な課題と位置づけております。さらに、この目的を実現する為にも、株主をはじめとする利害関係者の方々に対する経営情報の適時開示（タイムリー・ディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】
当社は、現状議決権の電子行使や招集通知の英訳は行っておりませんが、当社の株主における海外投資家の比率の状況を見つつ、議決権の電子行使につき導入を進めたいと考えております。また、招集通知の英訳については、今後の株主構成の変化等を踏まえ検討してまいります。
【補充原則2-2-1】
当社は、行動準則に付随する、業務遂行における遵守事項につき、半期ごとに自己評価及び上長評価を行っており、これを人事部門にて取りまとめております。また、四半期に一度の全社ミーティング等により、企業理念やそれに関連する内容を代表取締役が全社員に向けて伝えることにより、その浸透を図っております。なお、取締役会によるレビューについては、今後検討してまいります。
【補充原則4-1-2】
当社は、業界の特性から中期的な業績を予想することが著しく困難であり、中期経営計画については開示しておりません。なお、毎期の目標額については決算短信等でこれを開示し、実績と目標額とのかい離が発生した場合には、決算説明会等でその理由につき説明させていただいております。
【補充原則4-1-3】
当社は、最高経営責任者の後継者の計画を重要な課題として考えております。その計画については、代表取締役が中心となってプランニングを行い、そのプランニングの内容について取締役会で監督することを検討しております。
【補充原則4-2-1】
取締役の報酬については、現金報酬と自社株報酬で構成されており、会社の成長段階にある現状においては、会社の成長に応じて増額等を実施しております。中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合等については、今後議論を進めてまいります。
【補充原則4-3-1】
取締役等の経営陣幹部の選任や解任については、業績等の評価等を踏まえ、代表取締役が、他役員へのヒアリング等を実施した上で人事案を作成し、これを取締役会で決議しております。会社の成長に応じて、どのような手続が適切かは引き続き検討してまいります。
【原則4-7.独立社外取締役の役割・責務】
当社は、社外取締役を置いておらず、その理由については事業報告等に記載の通りです。当社としては、経営・法律・会計等の経験・スキルを有する社外監査役からも広く助言を受け、経営陣・支配株主から独立した立場での意見を取締役会に反映するとともに、取締役間で相互の牽制を行い経営や利益相反等の監督を行ってまいります。なお、社外取締役の設置につきましては、引き続き、人選を行ってまいります。
【補充原則4-8-1】
当社は、社外取締役を設置しておりませんが、全員が社外役員からなる監査役と密な情報交換・認識共有を図り、適切な監査が行える環境を整備しております。
【補充原則4-8-2】
当社は、社外取締役を設置しておりません。
【補充原則4-10-1】
取締役の指名・報酬については、会社の成長段階にあり機動的にこれを実施するために、取締役会で決議しており、特に、諮問委員会等は設置しておりません。今後独立社外取締役等を設置した場合には、諮問委員会等の設置を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】
当社は、余剰資金の運用等を行っておりますが、資金運用の目的以外で保有する株式については、事業提携、シナジー効果及び事業戦略上のメリット等を総合的に判断して、中長期的な企業価値の向上に繋がると判断される場合にのみ実施しております。当該株式の保有に当たっては、投資評価委員会にて十分に保有のねらいや合理性について吟味した後に取締役会で決議しております。なお、当該株式に係る議決権の行使については、個々の株式についての総合的な判断が必要となるため、基準等については現状設けておりません。
【原則1-7.関連当事者間の取引】
当社グループは、当社役員、当社役員が実質的に支配する法人との取引を行う場合は、法令等の定めに従い、取締役会等にて承認、確認等を行っております。また、当社役員に対して、定期的に、関連当事者間取引の有無につき確認しており、関連当事者間取引の実態を把握するための体制を整えております。
【原則3-1.情報開示の充実】
当社は、情報開示の充実の観点から、以下の通り方針や手続きについての開示を行っております。
（1）当社の経営ビジョンや定性的な中期経営目標については、当社ホームページにて開示しております。
（2）コーポレートガバナンスの基本方針はコーポレートガバナンス報告書に開示しております。
（3）当社は、現状企業として成長過程にあり、取締役の報酬体系等に関しては、会社の成長に合わせて柔軟に決定していくべきと考えていることから、ルール等については定めておりません。会社の業績、今後の見通し等を踏まえて、取締役の報酬については取締役会にて決定しております。
（4）取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、ルール等は定めておりませんが、当社の取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、取締役会において決定を行っております。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しております。

（5）社外役員の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。
【補充原則4-1-1】
当社は、取締役会付議基準、決裁基準を定めることにより、取締役会での決定範囲と各経営陣への委任の範囲を明確に定めております。
【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役を置いておらず、その理由につきましては以下の通りです。
当社の事業はインターネット広告という日々最新の情報が必要な業界であり、当社の取締役として重要な意思決定に加わっていただくためには、インターネット広告に精通し専門的な知識を有していること、または、優れた経営上の成功経験を持ちその成功経験をもとに当社の経営を促進することが期待できること等を条件と考えております。現状では、適任の方が見つかっておりません。
【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役を設置する場合は、会社法及び金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、取締役会で審議検討を十分に行って、候補者の独立性を確保する方針です。明確な基準につきましては、状況に応じて検討してまいります。
【補充原則4-11-1】
当社の取締役会は、定款で定める取締役10名以内、監査役5名以内の員数の範囲内で構成され、実効性のある議論を行うために適正な規模、また、法令への知見、知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としております。特に、取締役については、当社の企業理念や経営ビジョンに賛同し、期待される役割を果たし得る知見、経験及び能力を有し、管掌部門がある場合にはその部門の課題を的確に把握し部門による自発的な運営を促せる能力があること等を総合的に判断しております。
【補充原則4-11-2】
社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向け、兼任については合理的範囲に留めております。なお、その重要な兼任の状況は、事業報告に開示しております。
【補充原則4-11-3】
当社は、取締役会全体の実効性についての分析・評価等は行っておりませんでしたが、2016年の取締役会からは各取締役の自己評価をもとにした分析・評価を行いたいと考えております。その結果につきましては、2017年に開示予定です。
【補充原則4-14-2】
取締役・監査役は、所属する団体のセミナーや外部講習等必要な勉強会等に自発的に参加することや日々の業務の中の課題を解決していくことで、必要な情報・知識の習得や自己啓発等のトレーニングを積んでおります。
【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、社長直属の社長室をIR担当部門としており、株主や投資家からの取材に積極的に応じております。また、四半期ごとに代表取締役社長が決算の状況を報告する決算説明会を開催し、株主総会後に会社説明会を開催しており、それぞれ投資家からの質問等を受ける機会を設けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新　20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
柳澤安慶	27,783,600	35.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	4,674,200	6.02
アール・シー・ワイ・ブラザーズ株式会社	1,952,000	2.51
松本洋志	1,662,500	2.14
THE BANK OF NEW YORK 133524	1,361,400	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,304,400	1.68
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	1,218,200	1.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	1,075,000	1.38
内田徹	1,066,000	1.37
杉山紳一郎	999,200	1.29

支配株主（親会社を除く）の有無　―――

親会社の有無　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　東京 第一部

決算期　12 月

業種　サービス業

直前事業年度末における（連結）従業員数　100人以上500人未満

直前事業年度における（連結）売上高　100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数　10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社においては、会社法第2 条第16 号に規定する社外監査役3名が監査を行っております。監査役による監査手続き上において、会計監査人からその監査方法及び結果、ならびに必要な監査報告を受けることとし、十分な意見徴収を行うことにより相互の連携を図っております。
内部監査は社長直属の組織である社長室が担当し、必要に応じて他部門の者の協力を得る形でおこなっております。内部監査に当たっては年間の監査計画に基づき、業務規程、権限規程の遵守状況のほか、各部におけるコンプライアンス遵守体制及びリスク管理状況を調査検証しております。
監査役監査は監査役3名により、取締役会及び経営会議に出席するほか年間の監査計画に基づき、法令定款の遵守状況を中心に各部の業務活動全般について行っております。
内部監査及び監査役監査の実施にあたっては、内部監査担当者及び監査役間で相互報告を行い、相互の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
柿本謙二	公認会計士								○					
出澤秀二	弁護士								○					
春原幸充	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柿本謙二	○	アーク綜合事務所の所長のほか、他の会社の社外監査役、業務執行取締役を兼任しております。	公認会計士資格を有し、会計やディスクロージャー面に精通しているため
出澤秀二	○	出澤総合法律事務所の代表のほか、他の会社の社外監査役を兼任しております。	弁護士資格を有し、法務やリスク管理に精通しているため
春原幸充	○	―――	企業での管理職経験を有し、企業経営全般にわたる知識、経験を有していること、また、豊富な海外勤務にて幅広い見識を有しているため

【独立役員関係】

独立役員の人数　3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の業績向上に対する意欲を一層高めることを目的として、取締役に対するストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者　社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、上記のとおり幅広い対象者に対しストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年12月期における役員報酬の総額は127,024千円であります。（取締役110,727千円、社外監査役16,296千円。うち取締役2,727千円は、ストックオプションとして割当てた新株予約権の費用計上）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社内部監査担当により、社外監査役の各種監査業務のサポートを行っております。
社外監査役報酬の水準については、各監査役の業務内容に応じて決定しております。
なお、当社業務及び経営に対するガバナンス体制維持の為、監査役のうち常勤監査役は監査業務の一環として経営会議に出席しています。また取締役会の招集は原則開催予定日の3 日前に行っており、情報収集に十分な期間を設けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会と監査役制度を設け、この2つの機関が中心となって、コーポレート・ガバナンスの維持・強化を図る体制をとっております。
取締役会は、毎月一回の定例会合を、また、特段の必要が生じた場合には臨時の会合を開催し、原則として取締役7名、監査役3名のほか執行役員の参加をもって議事を行うこととしております。取締役会は、経営方針、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として運用されております。
監査役会は、社外監査役3名にて組織しており、年間監査計画に基づき監査を行っております。また監査役には弁護士、公認会計士が含まれており、専門的分野の監査も可能な体制となっております。
このほか、取締役7名及び各部署の責任者10名からなる経営会議を月2回定期的に開催し、各部の状況報告、経営課題及び重要事項についての協議・情報共有を行っております。常勤監査役は経営会議に出席し、経営全般に関し広く検討を行っております。
外部監査人につきましては、有限責任 あずさ監査法人が金融商品取引法及び会社法による監査を行っております。平成27年12月期において監査を行った公認会計士は、伊藤 俊哉氏、橋本 裕昭氏の2名であります。なお、当該監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他6名となっております。平成27年12月期における監査報酬は、公認会計士法第2条1項に規定する業務に基づく報酬が23,500千円となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役3名はすべて社外監査役であり、取締役会及び経営会議には監査役が出席し、会計監査人と連携した監査及び内部監査機能により、十分な経営監視機能が果たせると判断しているためであります。さらに組織を相互牽制機能が働く組織とすること等により不正や誤謬の防止に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主様の当社に対する理解を深めるため、また株主様との意見交換の場として、定時株主総会終了後に事業戦略説明会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに実施しております。 和文・英文の投資家説明会資料を作成しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示情報、決算説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理行動規範、役職員行動指針等を通じて、顧客や株主様を始めとするステークホルダーの重要性につき周知しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を2006年５月開催の取締役会で決議し、以下の項目について具体的な方針を定め、その方針に沿って体制を整備しております。

1．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
6．監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
7．取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

また、リスク管理が経営の最重要課題の一つであるとの認識から、独立したリスク管理機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、すべてのリスクを総合的に管理し、経営全体で当社リスクの認識・管理を行う体制としています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．基本的な考え方

当社では、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について、役職員行動指針において「あらゆる反社会的な行為と決別し、法令を遵守する」旨を定めております。

2．整備状況

反社会的勢力排除について全社会議等で定期的に役職員への周知徹底を図っております。また、管理部を反社会的勢力への対応に関する所管部署とし、平素から警察当局や社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行い、事案に応じて関係部門と協議し速やかに対応する体制を整えております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

-

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

-

